

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会		整理番号	1		
使途名	野菜・花卉・果樹助成(基幹作)					
対象作物	<p>【野菜】 きゅうり、トマト、なす、ピーマン、かぼちゃ、いちご、じゃがいも、とうがらし、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、レタス、だいこん、にんじん、さといも、枝豆、とうもろこし、アスパラガス、小松菜、しそ、くわい、ふき、花菜、春菊、さつまいも、カリフラワー、ブロッコリー、かぶ、えんどう、やまいも、ふきのとう、オクラ、にんにく、水菜、ズッキーニ、マコモタケ、リーフレタス、こんにゃく芋、しょうが、ハッシュウマメ</p> <p>【花卉】 ラン、小菊、しきみ、切り花、リンドウ、ユーカリ</p> <p>【果樹】 イチジク、梅、山椒、ゆず、柿、ぶどう、びわ、きんかん、サクランボ、みかん</p> <p>(いずれも基幹作物)</p>					
単 価	3,000円/10a (追加配分に応じて追加額3,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	野菜、花き、果樹等の特産物振興には、土壌的、地形的条件により制限された水田を多く抱えているが、生産販売状況は、作付面積に対し、販売対象面積が20%以下と低い取組実績である。一方、販路については、直売所の機能向上等により、地産地消による販売網の拡充が図られてきており、少量多品目生産の振興のため、露地、施設を含めた特産物生産に取り組み、産地づくりを進める。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	販売対象 作付面積	目標	15.0ha	10.0ha	12.0ha	15.0ha
		実績	5.5ha	5.8ha	5.9ha	—
	作付面積に対する 販売対象面積割合	目標	30.0%	30.0%	33.0%	35.0%
実績		17.7%	18.7%	19.1%	—	
内 容	○野菜、花卉、果樹の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者:水田で野菜、花卉、果樹を作付けする販売農家または営農組織</p> <p>○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○取組の要件:野菜、花卉、果樹の作付けを行うこと。 ほ場の排水対策、ほ場条件の改善(明渠、暗渠、高畦栽培、心土破碎のいずれか)に取り組むこと。 果樹等の永年性作物は、令和3年以降の新植で、植栽から3年以内の作物を対象とする。</p> <p>○滋賀県の産地交付金活用枠の地域振興作物助成の対象作物とする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者:営農計画書により確認</p> <p>○対象農地および助成対象作物の確認:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ・肥培管理、未収穫期間の確認は、当該作物の栽培管理期間中に現地確認を行う。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認。 					
成果等の 確認方法	<p>○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書等により交付対象面積を集計 ・販売対象面積の割合=野菜等販売面積/営農計画書記載の野菜等作付面積より算出する。 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	日野菜振興助成(基幹作)					
対象作物	日野菜(基幹作)					
単 価	40,000円/10a (追加配分に応じて追加額5,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	<p>新たな日野菜加工施設が平成30年5月から稼働しているが、加工製品の販売額を向上させることが取組目標であることから、生産面では水田で6ha以上(基幹作+二毛作)の作付面積を確保する必要がある。</p> <p>また、令和4年10月に地理的表示(GI)保護制度の認証を受けた伝統野菜「近江日野産日野菜」が産地のブランドとして、作付面積(基幹作)の拡大を図り、日野の宝として定着を図る必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	日野菜作付面積 (基幹作)	目標	4.0ha	4.0ha	4.2ha	4.5ha
		実績	2.3ha	3.2ha	2.0ha	—
内 容	日野菜(基幹作)の生産面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者:出荷販売を目的として日野菜の作付けを行う販売農家または営農組織</p> <p>○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○取組の要件:水田で日野菜の作付けを行うこと。 ほ場の排水対策、ほ場条件の改善(明渠、暗渠、高畦栽培、心土破碎のいずれか)に取り組むこと。</p>					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者:営農計画書により確認</p> <p>○対象農地および助成対象作物の確認:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。 					
成果等の 確認方法	<p>○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書等により交付対象面積を集計。 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会			整理番号	3	
使途名	日野菜振興助成(二毛作)					
対象作物	日野菜(二毛作)					
単 価	40,000円/10a (追加配分に応じて追加額5,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	<p>新たな日野菜加工施設が平成30年5月から稼働しているが、加工製品の販売額を向上させることが取組目標であることから、生産面では水田で6ha以上(基幹作+二毛作)の作付面積を確保する必要がある。</p> <p>また、令和4年10月に地理的表示(GI)保護制度の認証を受けた伝統野菜「近江日野産日野菜」が産地のブランドとして、作付面積(基幹作)の拡大を図り、日野の宝として定着を図る必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	日野菜作付面積 (二毛作)	目標	2.0ha	2.5ha	2.8ha	3.0ha
		実績	2.1ha	1.9ha	1.1ha	—
内 容	日野菜(二毛作)の生産面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者:水田で日野菜を作付けする販売農家または営農組織</p> <p>○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○二毛作は主食用米、麦あとの作付に限る。</p>					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者:営農計画書により確認</p> <p>○対象農地および助成対象作物の確認:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ・ 販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。 					
成果等の 確認方法	<p>○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営農計画書等により交付対象面積を集計 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会			整理番号	4	
使途名	加工用米等促進助成(基幹作)					
対象作物	加工用米・新市場開拓用米(基幹作)					
単 価	2,000円/10a					
課 題	R4年度加工用米の作付面積は61.4haと、ほぼ前年並みとなった。主食用米の需給調整や価格の安定、水田の有効活用を図るためにも、引き続き加工用米の作付推進を行う必要がある。特に当町は、稲作に特化した生産構造にあって、平成30年度以降の米政策の見直しにより、加工用米等生産の取り組みが減少している。その結果、主食用米が増加してきていることから、主食用米からの転換を促すため、産地交付金等を活用し、収益力向上に資する技術の導入により、水田経営の効率化・高収益化を図り、主食用米と非主食用米の手取り格差の改善を図っていく。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	加工用米等 生産面積 (基幹作)	目標	80.0ha	65.0ha	70.0ha	75.0ha
実績		59.1ha	61.1ha	61.4ha	—	
内 容	加工用米等出荷契約数量を地域の基準単収(516kg/10a)より算出した面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者:水田で加工用米等を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件:需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2及び別紙2の第4の2に基づき、加工用米等取組計画の認定を受けていること。 <ul style="list-style-type: none"> :加工用米等を実需者等と出荷契約に基づき出荷を行うこと。 :肥料の低減化(側条施肥)或いは、農薬の低減化(温湯種子消毒、農薬の田植同時処理)のいずれか一つ以上の項目に取り組むこと。 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者:需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の3に基づき近畿農政局長から通知される「加工用米取組計画認定結果通知書」(別紙様式第3-8号の1)及び要領別紙2の第4の3に基づき通知される「新規需要米認定結果通知書」(別紙様式第4-10号)により確認。 ○対象面積:「加工用米取組計画認定結果通知書」(別紙様式第3-8号の1)及び「新規需要米認定結果通知書」(別紙様式第4-10号)に記載された面積により確認 ○肥料の低減化・農薬の低減化:取組内容申出書、資材購入伝票等により確認。 ○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。 					
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書等により交付対象面積を集計 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会			整理番号	5	
使途名	麦生産振興助成(基幹作)					
対象作物	麦(基幹作)					
単 価	4,000円/10a					
課 題	当町の麦の生産の現状は、日野町の基準単収に満たない生産者が全体の31.8%を占めており、未達の状況が続いている。品質の低下につながり、生産所得が安定しない状況から、排水対策を重点に徹底した基本技術の励行と実践および面積集積による合理的な作業体系により、生産の安定化および生産の低コストを図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域の平均単収が数量払いの「日野町の基準単収」以上の生産面積	目標	120.0ha	95.0ha	100.0ha	110.0ha
		実績	94.1ha	84.0ha	81.4ha	—
内 容	麦の生産において、生産性および品質の向上をはかるため、麦の作付けを行った農業者の平均単収が「地域の基準単収」を上回った場合に面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者:水田で麦を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○助成要件:畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収で示されている「日野町の麦の基準単収」を農業者の平均単収が上回ること。 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ○助成要件: <ul style="list-style-type: none"> ・出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しや農産物検査結果通知書等生産数量が確認できる書類より、農業者の平均単収を確認する。 ○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。 					
成果等の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書等による交付対象面積につき成果(単収)を確認 					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会		整理番号	6		
使途名	大豆二毛作助成					
対象作物	大豆(二毛作)					
単 価	9,000円/10a					
課 題	<p>麦後大豆の取り組み面積は、播種時期が梅雨と重なるため、発芽不良や良質な大豆生産に結びついておらず、麦後水田利用率も令和4年産が59.3%と低い。このことから、二毛作として作付けられる大豆について、生産性および品質の向上と麦後水田の高度利用率を高めるため取り組みをすすめる。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	大豆作付面積 (二毛作)	目標	100.0ha	90.0ha	95.0ha	100.0ha
		実績	72.9ha	72.7ha	75.7ha	—
	麦後水田利用率	目標	67.0%	70.0%	70.0%	71.5%
実績		55.6%	57.7%	59.3%	—	
内 容	二毛作として作付けられた大豆について、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者:水田で大豆(二毛作)を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○助成要件:麦の作付水田後で大豆(二毛作)を作付けする</p>					
取組の 確認方法	<p>○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: ・経営所得安定対策等実施要綱IVの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ○助成要件: ・現地確認により確認</p>					
成果等の 確認方法	<p>○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。 ・現地確認等により交付対象面積を集計</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会			整理番号	7	
使途名	地力増進作物助成(基幹作)					
対象作物	地力増進作物(ヘアリーベッチ・レンゲ・コスモス・クローバー)(基幹作)					
単 価	2,000円/10a (追加配分額に応じて追加額3,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	水田は農業生産の基盤であることから、土づくりに取り組む必要がある。また、畑作物の生産拡大が困難な当町では水稲が中心となるため、次年度の作物生産における有機栽培への取り組みや、低コスト生産への取り組みを進める。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地力増進作物 作付面積	目標	—	—	1.0ha	2.0ha
		実績	—	—	0.6ha	—
内 容	次年度の作物生産において、有機栽培や低コスト生産に向けた取り組みに対して作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 : 対象作物の作付を行う農業者または営農組織 ○対象農地 : 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件 : 対象作物の作付面積が前年度から増加していること。 <ul style="list-style-type: none"> : 実施要綱Ⅳ第2の1の(9)を満たすこと。 : 適期播種、適切な肥培管理、鋤き込みを行うこと。 : 同一圃場への連続支援は行わない。 : 次年度の作物生産において有機栽培や低コスト生産に取り組むこと。 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 : 営農計画書により確認 ○対象農地 : 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認 ○対象面積 : 営農計画書、現地確認により確認 ○適切な生産であることの確認 : 種子購入伝票、作業日誌等 					
成果等の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年3月中に、以下の方法で確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書・現地確認等により交付対象面積を集計 					
備考						

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

**産地交付金「加工用米等促進助成」(地域設定・整理番号4)
に係る取組内容申出書兼誓約書**

申請年月日	令和 5 年 月 日
交付申請者氏名	
住 所	滋賀県 蒲生郡 日野町
交付申請者管理コード	

産地交付金「加工用米等促進助成」(地域設定・整理番号4)の交付を受けたいので、下記のとおり取組内容を申出ます。
また、「申出に関する誓約事項」について誓約します。

記

交付対象作物	取組予定面積 (m ²)	取組内容(該当する項目にチェックを入れる)
加工用米		<input type="checkbox"/> 肥料の低減化 <input type="checkbox"/> 側条施肥 <input type="checkbox"/> 農薬の低減化 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 農薬の田植同時処理
新市場開拓用米		<input type="checkbox"/> 肥料の低減化 <input type="checkbox"/> 側条施肥 <input type="checkbox"/> 農薬の低減化 <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒 <input type="checkbox"/> 農薬の田植同時処理

「申出に関する誓約事項」

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、近畿農政局等から求められた場合には、それに応じます
- 2 関連する証拠書類(栽培管理日誌、写真等)を5年間保存し、近畿農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1)取組内容について、虚偽の内容を申出したことが判明した場合
 - (2)正当な理由なく、当該交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3)交付対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない(捨てづくり)ことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (4)近畿農政局等による立入調査や確認に必要な書類の提出を拒む場合